

市第18号議案

末吉橋第 310 号線等市道路線の認定及び廃止
次のように市道の路線を認定し、及び廃止する。

平成24年 6 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

認定する路線

路 線 名	起 点 終 点	備 考 (参考図番号)
末 吉 橋 第310号線	鶴見区上末吉四丁目1,052番の4地先 同 区同 1,053番の1地先	第 1 号
末 吉 橋 第311号線	鶴見区上末吉四丁目1,055番の5地先 同 区同 同 番の19地先	
北 寺 尾 第491号線	鶴見区馬場五丁目396番の7地先 同 区同 264番の1地先	第 2 号
篠 原 第627号線	神奈川区白幡上町237番の4地先 同 区同 町223番の5地先	第 3 号
篠 原 第628号線	神奈川区白幡上町237番の3地先 同 区同 町219番の6地先	
浦 島 第205号線	神奈川区千若町2丁目1番の58地先 同 区山内町16番の1地先	第 4 号
瑞 穂 町 第5号線	神奈川区橋本町2丁目1番の25地先 同 区同 町同 同番の46地先	
狩 場 町 第403号線	南区永田北三丁目619番の23地先 同区同 529番の94地先	第 5 号
狩 場 町 第404号線	南区永田北三丁目529番の115地先 同区同 620番の66地先	
狩 場 町 第405号線	南区永田北三丁目529番の122地先 同区同 619番の22地先	
狩 場 町 第406号線	南区永田北三丁目529番の124地先 同区同 同 番の39地先	
狩 場 町 第407号線	南区永田北三丁目620番の39地先 同区同 同 番の304地先	

市第 18 号

狩場町 第408号線	南区永田北三丁目620番の265地先 同区同 同 番の30地先	
狩場町 第409号線	南区永田北三丁目620番の55地先 同区同 同 番の28地先	
狩場町 第410号線	南区永田北三丁目620番の67地先 同区同 同 番の71地先	
狩場町 第411号線	南区永田北三丁目619番の20地先 同区同 529番の48地先	
狩場町 第412号線	南区永田北三丁目529番の109地先 同区同 620番の13地先	
伊勢佐木町 第621号線	南区南太田一丁目88番の31地先 同区同 102番地先	第 6 号
峰 沢 第330号線	保土ヶ谷区岡沢町87番の 1 地先 同 区同 町85番の 3 地先	第 7 号
白 根 第496号線	旭区鶴ヶ峰一丁目16番の 8 地先 同区同 同番の12地先	第 8 号
川 島 町 第367号線	旭区鶴ヶ峰一丁目43番の 5 地先 同区同 42番の 2 地先	第 9 号
大 池 第404号線	旭区南本宿町99番の28地先 同区同 町100番の32地先	第 10 号
井土ヶ谷 第642号線	磯子区岡村四丁目782番の28地先 同 区同 790番の 2 地先	
井土ヶ谷 第643号線	磯子区岡村四丁目800番の 4 地先 同 区同 782番の56地先	第 11 号
井土ヶ谷 第644号線	磯子区岡村四丁目800番の 3 地先 南区大岡一丁目2,026番の 1 地先	
小 机 第386号線	港北区鳥山町911番の 3 地先 同 区同 町891番の 1 地先	第 12 号
恩 田 第445号線	青葉区桂台二丁目40番の93地先 同 区同 同番の61地先	
恩 田 第446号線	青葉区桂台二丁目40番の93地先 同 区同 同番の91地先	第 13 号
東 山 田 第420号線	都筑区東山田町1,488番の61地先 同 区同 町同 番の17地先	

東 山 田 第421号線	都筑区東山田町1, 488番の20地先 同 区同 町同 番の32地先	第 14 号
東 山 田 第422号線	都筑区東山田町1, 481番の 2 地先 同 区同 町1, 488番の79地先	
大 棚 第369号線	都筑区早淵二丁目 2 番の28地先 同 区同 同番の22地先	第 15 号
品 濃 第379号線	戸塚区平戸四丁目1, 740番の101地先 同 区同 1, 770番の58地先	第 16 号
矢 部 第574号線	戸塚区舞岡町30番の 9 地先 同 区同 町14番の 1 地先	第 17 号
汲 沢 第561号線	戸塚区汲沢八丁目2, 144番の 9 地先 同 区同 2, 143番の 4 地先	第 18 号
上 永 谷 第453号線	栄区小菅ヶ谷四丁目303番の 1 地先 同区同 471番の 1 地先	第 19 号
上 飯 田 第362号線	泉区和泉町5, 385番の 3 地先 同区同 町5, 390番の20地先	第 20 号
目 黒 第153号線	瀬谷区瀬谷町9, 409番の 2 地先 同 区中屋敷三丁目18番の 1 地先	第 21 号
上 川 井 第148号線	瀬谷区瀬谷町5, 747番地内 同 区同 町7, 449番の 2 地内	
瀬 谷 第546号線	瀬谷区二ツ橋町14番の 3 地先 同 区同 町34番の 2 地先	第 22 号

廃止する路線

路 線 名	起 終 点 点	備 考 (参考図番号)
篠 原 第336号線	神奈川県白幡上町225番の2地先 同 区同 町223番の1地先	第 3 号
大 口 第335号線	神奈川県神之木台128番の77地先 同 区同 131番の1地先	第 23 号
峰 沢 第162号線	神奈川県三ツ沢上町206番の3地先 同 区同 町199番の1地先	第 24 号
狩 場 町 第181号線	南区永田北三丁目613番の1地内 同区同 616番の3地内	第 5 号
保土ヶ谷 第335号線	南区南太田一丁目102番地先 同区同 100番地先	第 6 号
中 原 第136号線	港南区笹下六丁目2, 825番の12地先 同 区同 2, 827番の3地先	第 25 号
今 宿 第322号線	旭区鶴ヶ峰本町二丁目1, 194番の21地先 同区同 同 番 同 地内	第 26 号
白 根 第408号線	旭区鶴ヶ峰一丁目15番の22地先 同区同 16番の4地先	第 8 号
川 島 町 第22号線	旭区鶴ヶ峰一丁目42番の2地先 同区同 同番の1地先	第 9 号
井土ヶ谷 第509号線	磯子区岡村四丁目790番の17地先 同 区同 782番の1地先	第 11 号
井土ヶ谷 第598号線	磯子区岡村四丁目790番の1地先 南区大岡一丁目2, 015番の22地先	
杉 田 第15号線	磯子区杉田六丁目1, 001番の1地先 同 区同 1, 004番の15地先	第 27 号
谷 津 第525号線	金沢区谷津町414番の1地先 同 区同 町401番の3地先	第 28 号
六 浦 第72号線	金沢区六浦東一丁目1番の12地内 同 区同 156番の8地先	第 29 号
長津田中部 第110号線	緑区長津田町4, 220番の1地先 同区同 町4, 219番の2地先	第 30 号

中山 第154号線	緑区中山町5番の4地先 同区同 町18番の2地内	第 31 号
鴨居 第226号線	緑区白山二丁目1, 452番の21地先 同区同 425番の22地先	第 32 号
美しが丘西 第275号線	青葉区元石川町6, 478番地内	第 33 号
鴨志田 第101号線	青葉区鉄町1, 661番の2地先 同 区同町1, 669番地先	第 34 号
東山田 第410号線	都筑区東山田町1, 481番の2地先 同 区同 町1, 484番地先	第 14 号
川和 第76号線	都筑区川和町303番の32地先 同 区同 町273番の3地先	第 35 号
上矢部 第452号線	戸塚区秋葉町382番の3地先 同 区同 町381番の1地先	第 36 号
矢部 第236号線	戸塚区舞岡町8番の4地先 同 区同 町15番の1地先	第 17 号
矢部 第237号線	戸塚区舞岡町8番の2地先 同 区同 町15番の12地先	
矢部 第239号線	戸塚区舞岡町17番の5地先 同 区同 町30番の12地先	
深谷 第71号線	戸塚区汲沢町1, 209番の1地内	第 37 号
下倉田 第242号線	戸塚区戸塚町2, 665番地先 同 区同 町2, 666番地先	第 38 号
原宿 第207号線	戸塚区小雀町917番地先 同 区同 町927番の2地先	第 39 号
上永谷 第278号線	栄区小菅ヶ谷四丁目192番の4地先 同区同 471番の1地先	第 19 号
桂町 第77号線	栄区亀井町1, 938番の2地先 同区同 町1, 936番の8地先	第 40 号
桂町 第80号線	栄区亀井町1, 933番の1地先 同区同 町1, 934番の2地先	
上飯田 第201号線	泉区和泉町5, 385番の2地先 同区同 町5, 387番の2地先	第 20 号

和 泉 町 第113号線	泉区和泉町4,048番の3地先 同区同 町4,064番の13地先	第 41 号
和 泉 町 第123号線	泉区和泉町4,049番の3地先 同区同 町4,064番の13地先	
和 泉 町 第124号線	泉区和泉町4,050番の3地先 同区同 町4,052番の2地先	

提 案 理 由

末吉橋第 310 号線等の路線を市道に認定し、及び篠原第 336 号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条（第1項省略）

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（第3項から第5項まで省略）

（路線の廃止又は変更）

第10条（第1項及び第2項省略）

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。